

## 一般用

### 郵送による戸籍関係証明書の請求について

小笠原村では村外にお住まいの方への証明書発行は郵送による請求をお願いしています。郵送請求は、発行に必要な事項を書いた申請書（次頁または便せんなど）と、以下のものを もれなく同封し、下記宛先まで郵便にてお送り下さい。

#### 1. 発行に必要な事項

- ①本籍地、②筆頭者名（戸籍の最初に書いてある方）、生年月日
- ③必要とする証明書の種類・通数  
個人事項（戸籍抄本）・身分証明書の場合は必要とする方のお名前と生年月日
- ④請求者の住所、氏名、押印、②の筆頭者との続柄、平日の日中に連絡のとれる電話番号（携帯電話など）
- ⑤証明書の使いみち、ご提出先

#### 2. 本人確認書類

（請求者のお名前を確認できる書類の写し）

運転免許証、パスポート、健康保険証などの、公的な証明書のコピー

#### 3. 交付手数料：定額小為替

（郵便局でお買い求め下さい）

※定額小為替は「無記名」でお送り下さい。切手でのお支払いはできません。

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	1通：450円
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	1通：450円
除籍証明・除籍謄抄本	1通：750円
改製原戸籍謄本	1通：750円
身分証明書・戸籍附票の写し	1通：300円

#### 4. 返信用封筒

（住民登録をしている住所と氏名を明記の上、郵便切手をお貼り下さい）

※請求数や頁数が多い場合は、大きめの封筒と切手を余分に入れて下さい。

上の1～4が不足する場合は交付できないことがあります。（証明書は「A4」サイズです。）

#### お願い

本土～小笠原村の船便の都合上、ご請求からお手元に届くまで2～3週間程度かかります。また、最近、婚姻・転籍・死亡など「戸籍の届出」をされた場合、さらに日数を要します。あらかじめご了承の上、ご請求下さいますようお願い申し上げます。

なお、請求書の必要事項に記入もれや間違いがありましても交付できないことがあります。ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。（船便の運航について <http://www.ogasawarakaiun.co.jp/>）

#### 証明書の請求宛先及びお問い合わせ先

郵便番号 100-2101 東京都小笠原村父島字西町

小笠原村役場 村民課住民係 戸籍担当 電話 04998-2-3111（代表）

【一般用】 郵送による戸籍関係証明請求書

小笠原村長 殿

令和 年 月 日

本籍	東京都小笠原村(島)		
筆頭者	戸籍の始めに書かれている方のお名前	フリガナ	生年月日
			明・大・昭・平 年 月 日
戸籍	全部事項証明書 (謄本)*全員	通	ご家族全員が載っています(平成19年12月15日以前に除籍となっている方は記載されません)。
	個人事項証明書 (抄本)*1名のみ	通	どなたの証明書が必要ですか? → ( ) 年 月 日生
除籍	全部事項証明書 (謄本)*全員	通	ご家族全員が婚姻・死亡・転籍などの理由で除かれ、誰も在籍しなくなった戸籍をいいます。
	個人事項証明書 (抄本)*1名のみ	通	どなたの証明書が必要ですか? → ( ) 年 月 日生
改製原戸籍	平成改製原戸籍謄本	通	コンピュータ化以前の戸籍です。(平成19年12月15日にコンピュータ化しました)
	昭和改製原戸籍謄本	通	昭和32年以前に何度か法改正があり、全国的に戸籍を作り直しました。その作り直す前の古い戸籍です。
附票の写し	全員	通	証明に必要な住所はどちらですか?
	個人	通	→ (名前 年 月 日生)
その他	身分証明書	通	※本人以外の請求は委任状が必要です → (名前 年 月 日生)
	その他		通
請求する方について	住所	〒 -	
	氏名	(印)	昼間の連絡先電話番号、携帯電話
	上記戸籍の方との関係	本人・夫・妻・子・祖父母・孫・(その他 ) ※その他の方からのご請求は委任状または疎明資料が必要です。	
	使いみち、提出先		
※死亡などによる金融機関提出や相続の手続きで使用する場合は別のご案内と請求書があります。			

郵送書類 □この申請書 □本人確認書類 □定額小為替 □返信用封筒 (切手付・宛先記入)